

広 監 第 70 号
平成 22 年 5 月 28 日

請求人
(略)

広島市監査委員 南 部 盛 一
同 野曾原 悦 子

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 22 年 3 月 31 日付け広監第 52 号で受け付けた広島市職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

なお、増井克志監査委員及び若林新三監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥となるため、本件監査に関与していない。

第 1 請求の要旨

平成 20 年度の広島市議会の会派へ支給された政務調査費の使用状況について、情報公開を求めた資料と、マスコミ報道（中国新聞 平成 21 年 6 月 27 日、7 月 3 日各朝刊、毎日新聞 平成 21 年 7 月 2 日朝刊）に基づいて事実確認を調査した資料を中心に、平成 20 年 8 月広島市議会が発行した「広島市議会政務調査費運用マニュアル」（平成 19 年 6 月 21 日施行）を基準にして照合し、調査した。

前回の監査結果（平成 19 年 9 月 21 日付け広監第 144 号）の意見に、「続けて使途基準に合致しない支出が認められたことは、監査委員として誠に遺憾である。」と書かれているが、今回再三の勧告対象になると思われる問題点を、以下のとおり個別的、具体的に摘示した。

なお、この作業を通して、社会通念上の市民感覚では政務調査費で支出するとは考えられないような内容があることを知り、議員を選ぶ市民として、今後引き続き関心を持つ必要性を強く抱いた次第である。

1 「政務調査費の使用が不適切な事例について」（マニュアル 5～12 ページ参照）

(1) 事務所費

「会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」であるが、事務所賃借料・駐車場賃借料、備品の購入費・リース代、事務所内の会合等で出される茶菓子代について、次のような問題点があった。

ア 事務所賃借料・駐車場賃借料

(7) ひろしま政和クラブ（ A 議員）

議員本人所有の会社（ A 〃 株式会社・代表取締役 A ）へ、
自宅外の賃借事務所として、毎月家賃 70,000 円と駐車代 2 台分 20,000 円の按分
2 分の 1 を支払っている。

→不正理由：この建物は議員本人の私的財産であり、これに家賃を払うこと
は議員個人の資産形成につながる支出にあたる（マニュアル 6 ページ）。

(4) 公明党（ B 議員）

議員本人の息子名義所有の土地建物を借り受け、家賃と駐車料として按分 2 分
の 1 の 50,000 円を支払っている。

→不正理由：議員本人の資産形成ではないが、「親族の雇用に対しても誤解を
与えぬよう契約手続を行う。」（同 11 ページ）等、留意を要するように一親等
の血縁身内への資産形成となり得るのではないか。社会通念上、議員としては倫
理違反ではないか。このような事例が容認されたら他の事例も容認せざるを得な
くなる。規制がほしい内容である（同 6 ページ）。

イ 備品の購入費・リース代

(7) 自由民主党新政クラブ（ C 議員）

テレビの購入費とは別途のテレビ取り付け用の壁面の補強 40,000 円

→不正理由：備品購入費は認められるが工事費は対象外（同 12 ページ）

(4) ひろしま政和クラブ

植物レンタル代月 7,455 円の支出

→不正理由：花代については、大阪高裁の判例では、会派が会議、面談を円滑
に進めるために必要最小限の装飾として 2,000 円程度となっている（同 12 ペー
ジ）。この場合、日常業務の事務所への設置であり、レンタル料はその 3.5 倍に
当たり高額である。

(4) 公明党

植木レンタル代月 5,880 円の支出

→不正理由：この場合も、上記理由（ひろしま政和クラブ）と同じで日常業務
の事務所への設置であり、レンタル料はその 3 倍に当たり高額である。

ウ 事務所内の会合等で出される茶菓子代

・ ひろしま政和クラブ（ A 議員）

個人事務所での毎月のコーヒー豆購入費（3,000 円～4,000 円）となっている
が、7 月（24,171 円）、8 月（23,331 円）、12 月（34,800 円）の時期に、購入

額が6倍から10倍近くに増加している。

→不正理由：他の議員の購入額に比べても、盆暮れの時期に極端に多く購入されているが、その理由が書かれていない。贈答等の交際費や個人的な支出として誤解を受けるような購入の仕方である（同5ページ）。

(2) 研究研修費

「研究研修費は、会派が研究会、研修会等を開催するため、または他団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費」であるが、飲食を目的とする会合の飲食代金の支出がみられた（同6ページ）。

・ 自由民主党新政クラブ（D議員・E議員）

東京広島県人会懇親会（平成21年1月29日）への10,000円の支出

→不正理由：会合の内容が明記されていないが、懇親会である以上、個人的な飲食としてみなされるので自己負担すべきである。

(3) 資料購入費

「会派の行う調査研究のための必要な図書、資料などの購入に要する経費である。」とされているが、社会通念上一般図書として図書館で借れるようなものや、個人の政治活動や後援会活動になるもの、個人の趣味に属した内容のものなど政務調査活動の資料として適当とは思えない購入が多数みられ、問題点として次に具体例をあげた。

ア 自由民主党新政クラブ（F議員）

「陶芸の美、図録など」4,625円

イ ひろしま政和クラブ（G議員）

「選挙立候補マニュアル」、「舞台裏の選挙」等選挙に関わる本5冊分5,768円

ウ 市民連合（H議員・I議員・J議員・K議員）

「人生をマスターする方法」など4,410円

「人生は勉強より世渡りだ」748円

「夫婦の格式」700円

「頭のいい子が育つパパの習慣」（まとめ買い11,410円の一冊）

エ 市民市政クラブ（L議員・M議員・N議員）

「そうかもう君はいないのか」1,260円

「B型自分の説明書」1,050円

「猛女と呼ばれた淑女」1,470円

「がばいばあちゃんの口癖」1,000円

「がばいばあちゃんの手紙」1,260円

「CDブック源頼朝」4,410円

「イタリア貴族養成講座」735 円

「婚約のあとで」1,680 円

よみがえる黄金文明展鑑賞券 7 枚（平成 21 年 2 月 19 日）

→以上の不正理由：「私的な行動や生活に伴う経費」と見分けがつきにくい図書名で、「調査研究の目的が、市行政と関連性を有している。」（同 2 ページ）資料とは思えない。

(4) 情報収集・広聴費

「会派が、市民から市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費」については、市政に関する会議とは思えない各種団体への年会費のような交際費又は個人的支出がみられ、次に問題点としてあげた。

・ 市民市政クラブ（ O 議員）

元宇品町内会費 5,000 円、ソフトボール部年会費 1 年分 36,000 円

→不正理由：交際費又は個人的な支出である。選挙のための後援会活動に間違えられても仕方ない偏った経費の支出である。

(5) 領収書等の取扱いについて

この政務調査費の支出をする際、前回の監査請求で一番問題として摘示され、その結果マニュアルで具体的な「領収書チェック要領」（同 15 ページ）が作成され多くの会派が適正な処理をしている一方で、その処理がほとんどできていない会派の議員があり、調査旅費、資料購入費、資料作成費にその多くが見られた。

議員本人及び会派の代表は勿論、マニュアルがある以上、その政務調査費の交付に当たる市長をはじめ担当職においても、チェック及び指導がなされる必要性を感じ、以下にその問題点を挙げた。

ア 調査旅費

(7) 自由民主党新政クラブ

タクシー領収書のあて名、行き先、調査目的が明記されていない領収書が多数ある。（ C 議員）

タクシー代のレシートの乗降先は書かれているが、調査目的が明記されていない。社会通念上、「市政の調査研究」先としては不適切な場所に思える繁華街（八丁堀、薬研堀）が多い。（ F 議員）

調査旅費タクシーのチケット使用については、政務調査に関わる調査目的、乗車・降車地の記載が全くないものが多数ある。（ P 議員）

(4) ひろしま政和クラブ

調査旅費・タクシー領収書に行き先、調査目的が明記されていないものが多数ある。（ Q 議員）

ガソリン代が按分されているが、同一日の給油や使用量が多く、議員専用車か家族の車なのかを明記し、登録番号を記入すべきである。（ R議員）

タクシーの領収書の 5 月 14 日 34,780 円、12 月 26 日 8,060 円いずれも行き先、調査目的が記載されておらず、1 回の支出で高額である。（ S議員）

タクシーの領収書 6 月 11 日（19,360 円）乗降地と調査目的が明記されていない。しかも 1 回の支出で高額である。（ A議員）

6 月 5 日（13,310 円）、6 月 11 日（13,510 円）のタクシー使用の乗降地と調査目的が明記されていない。（ T議員）

※ 同会派の調査旅費で、6 月 11 日の高額のタクシー使用は 2 人で申し合わせて同乗することが可能なのではないか。

イ 資料購入費

(7) 自由民主党新政クラブ

9 月 24 日購入 2,363 円・9 月 27 日購入 5,250 円の図書名がない。（ F議員）

(4) ひろしま政和クラブ

図書一式 42,000 円は具体的な図書名が明記されていない。（ S議員）

ウ 資料作成費

・ 自由民主党新政クラブ

資料作成費 77,595 円の内容が明記されておらず、しかも請求書で印紙付き領収書ではない。（ U議員）

→以上の不正理由：政務調査費の支出に伴う各領収書において、マニュアルの「領収書チェック要領」（同 15 ページ）に基づいた適正な処理がなされているとはいえない。また、行き先や調査目的が書かれていないため、不明瞭な支出になっている。

2 求める措置

政務調査費は、市民の税金であり、公金であるため、その支出及び使途に関しては明確でかつ公正に、しかも説明がなされなければならないものである。

この公金が、何度も監査請求を受け、マニュアルがそのたびに修正されてきている現実の取扱いの中で、いまだに不正な支出が見られることは、広島市政に対する市民の信頼を損なうことにもなる。

したがって、広島市監査委員によって今回取り上げた平成 20 年度交付分のうち不正と思われる 5 項目を全ての会派について精査し、広島市が被った損害を補填するよう監査請求する。

また、こうした不正な行為を何度も繰り返さないようにするため、特に適正な支出ができていない議員の多い会派及び議員本人に向けてマニュアルの周知徹底を図るよう、

広島市長及び広島市議会議長に勧告するようお願いする。

また、使途基準に記載されていなくても、社会通念上、倫理的に不適切であったり、自己の資産形成にあたると考えられるものは、弁護士、税理士と相談のうえ、適切な措置を求める。

第2 監査委員の除斥

監査委員4人による協議の結果、増井克志監査委員及び若林新三監査委員は、本件措置請求で問題とされている政務調査費の交付を受けており、地方自治法第199条の2の規定に基づき本件監査から除斥とした。

第3 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法第242条所定の要件を備えているものと認め、平成22年4月7日に、同年3月31日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項及び監査の観点

政務調査費の支出については、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき広島市議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めた広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年広島市条例第15号。以下「交付条例」という。）第7条に、「会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。」と規定されている。

また、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年広島市規則第45号。以下「交付規則」という。）第8条において、使途基準が定められている。

広島市議会（以下「市議会」という。）においては、平成19年6月21日に広島市議会政務調査費運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定し、同年9月28日及び平成20年8月12日（同年4月1日適用）にマニュアルの一部修正を行い、政務調査費の支出に当たっての判断基準としている。

請求人は、広島市長が平成20年度に交付した政務調査費のうち事務所費、研究研修費、資料購入費、情報収集・広聴費の4項目の支出と領収書の取扱いについて、不適正なものがあるとして特定の議員に関して例示するとともに、これらの5項目の全てを監査するよう求めている。

このため、請求人が不適切であると例示したものを含む5項目について、使途基準、マニュアルを逸脱した支出が行われ、それについて広島市長が不当利得返還請求権の行使を怠っていないかどうかを調査した。

なお、マニュアルに定めのない事項については、社会通念の観点、平成20年度以降弁護士に依頼した政務調査費に関する法律相談（以下「法律相談」という。）の結果や政務調査費に係る裁判例等を踏まえ検討し、判断した。

2 請求人の陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 22 年 4 月 19 日に請求人の陳述を聴取した。

3 広島市長の意見書等の提出及び陳述

広島市長に意見書及び関係書類等の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取し説明を受けた。

4 関係人への調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定により、関係人（各会派代表者等）への文書による調査並びに各会派の政務調査費に係る経理簿及び支出伝票、領収証書等の証拠書類の調査を行った。

第 5 監査の内容

1 広島市長の意見書

(1) 請求人の主張

「第 1 請求の要旨」と同じため省略

(2) 事実認否

ア 政務調査費は、交付条例の規定に基づき、会派に対して毎月の初日における所属議員の数に 34 万円（平成 21 年度からは 30 万円）を乗じて得た額に、会派職員雇用費を加算した額を交付している。

イ 市から交付を受けた会派の政務調査費の支出の決定は、交付規則の規定に基づき、会派の代表者が行っている。

ウ 会派の代表者は、交付条例の規定に基づき、当該年度に交付を受けた政務調査費について所定の収入及び支出の報告書を作成し、支出に係る領収証書又は会派の代表者の支払証明書（以下「領収証書等」という。）の写しを添えて、当該年度終了後 30 日以内に議会の議長に提出しなければならないとされており、また、議長は、交付規則の規定に基づき、提出された収支報告書及び領収証書等の写しを速やかに市長に送付しなければならないとされている。

(3) 意見の趣旨

本件措置請求は理由がないものである。

(4) 意見の理由

ア 本市では、地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定を受けて、交付条例を制定し、平成 13 年 4 月 1 日から議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派に対して政務調査費を毎月交付している。

イ 政務調査費の会派への交付月額、交付条例第 4 条第 1 項の規定により所属議員の数に 34 万円を乗じた額に、同条第 2 項の規定に基づき会派職員雇用費を別途加算した額を支給している。

なお、本市の厳しい財政状況等を考慮し、議員 1 人当たりの月額を 34 万円から 30 万円に減額する議員提案による交付条例改正案が、平成 21 年 3 月に可決され、同年 4 月 1 日から施行されている。

ウ 政務調査費の会派への交付手続きは、交付規則第 4 条の規定に基づき、会派の代表者が毎月市長へ提出する交付請求書に基づいて交付している。

エ 市から交付を受けた政務調査費の支出の決定は、交付規則第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、会派の代表者が行っており、また、政務調査費の経理及び関係書類の保存は、同項第 2 号から第 4 号並びに同条第 2 項の規定に基づき、政務調査費の交付を受けた会派が行っている。

オ 政務調査費の使途については、交付条例第 7 条に「会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない。」と規定されており、政務調査費の使途基準については、交付規則第 8 条第 1 号の規定において「政務調査費（会派職員雇用費に相当する部分を除く。）は、別表に掲げる経費と認められるものに充てること。」とされ、別表において、研究研修費及び調査旅費など 9 項目を定めている。

カ 会派の代表者は、交付条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、当該年度に交付を受けた政務調査費について、別表で定めた支出の 9 項目ごとに当該年度で支出した総額などを記載した収支報告書を作成し、支出に係る領収証書等の写しを添えて、当該年度終了後 30 日以内に市議会の議長に提出することとなっており、さらに議長は、交付規則第 10 条の規定に基づき、提出された収支報告書及び領収証書等の写しを速やかに市長に送付しなければならないとされている。

キ 市議会においては、使途基準の明確化を図る必要から、マニュアルが平成 19 年 6 月に策定されている。

ク また、平成 20 年度においては、政務調査費の全ての支出に係る領収証書等の適正な審査体制の確保及び審査事務負担の軽減化を図るため、政務調査費に関する第

三者機関が設置され、税理士による領収証書等の外部審査及び弁護士による法律相談が実施されている。

ケ 市長は、市議会においてマニュアルが策定されていることや領収証書等の外部審査等が実施されていることを踏まえ、送付された収支報告書及び領収証書等の写しを基に、収入金額及び支出金額の計数確認を行うとともに、明らかに使途基準に反する支出がないかについて外形的審査を行ったものである。

コ 以上のように、市長は、交付条例及び交付規則に基づき政務調査費を交付しているものであり、市が交付した政務調査費の支出の決定は各会派の代表者が行っていること、送付された収支報告書及び領収証書等の写しの外形的審査からも、交付に応じた担当職員について、何ら違法又は不当な点はないため、本件措置請求は理由がないものである。

2 事実関係の確認

調査の結果、以下のような事実関係を確認した。

(1) 政務調査費の交付手続等に係る規定

政務調査費の交付手続等については、交付条例及び交付規則に以下のとおり規定されている。

ア 政務調査費の交付

政務調査費は、市議会の会派に対して交付し（交付条例第2条）、その月額、毎月の初日における所属議員の数に34万円を乗じて得た額に、会派職員雇用費（所属議員の数が3人以上の会派が当該会派の控室において常時勤務する職員を雇用した場合の費用）を加算した額とする（交付条例第4条及び第5条）。

政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、所定の交付申請書により、議長を経由して市長に申請し（交付規則第2条）、交付申請書を受理した市長は交付額を決定し、所定の交付決定通知書により、議長を経由して当該会派の代表者に通知する（交付規則第3条）。

交付決定通知書を受け取った会派の代表者は、毎月5日までに所定の交付請求書を市長に提出し（交付規則第4条）、市長は、原則として、毎月11日に政務調査費を交付する（交付条例第3条第1項及び交付規則第5条）。

なお、政務調査費の月額に関し、平成21年4月1日から所属議員の数に乘じる額が「34万円」から「30万円」に減額されている。

イ 使途基準

政務調査費は、使途基準に従って支出するものとし、議員の調査研究に資するため必要な経費以外の経費に充ててはならない（交付条例第7条）。また、政務調査費（会派職員雇用費に相当する部分を除く。）は、下表に掲げる経費と認められる

ものに充てることとされ（交付規則第 8 条第 1 号及び別表）、会派職員雇用費は、その算定の基礎となった常勤職員又は臨時職員の雇用に要する経費に充てるものとし、当該経費以外の経費に充ててはならない（交付規則第 8 条第 2 号）。

別表（交付規則第 8 条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が、研究会、研修会等を開催するため、又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査旅費	会派の行う調査研究のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究及び議会活動並びに市政について市民に広報するために要する経費
情報収集・広聴費	会派が、市民からの市政、会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
人件費	会派の行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究に必要な経費

なお、前述のとおり、市議会は、平成 19 年 6 月 21 日、政務調査費の支出に当たっての判断基準とするため、基本的留意事項、不適切な事例、具体的な使途例等を記載したマニュアル及び政務調査費様式集を作成して施行し、同年 9 月 28 日及び平成 20 年 8 月 12 日（同年 4 月 1 日適用）にマニュアルの一部修正を行っている。

ウ 収支報告書の提出及び政務調査費の返還

会派の代表者は、当該年度に交付を受けた政務調査費について収支報告書を作成し、全ての支出について、領収証書又は会派の代表者の支払証明書の写しを添えて、当該年度終了後 30 日以内に議長に提出しなければならない（交付条例第 9 条第 1 項及び交付規則第 9 条）、収支報告書等の提出を受けた議長はその写しを速やかに市長に送付しなければならない（交付規則第 10 条）。

会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額からその年度において使途基準に従って支出した額の総額を控除して残余がある場合は、収支報告書の提出後速やかに、当該残額に相当する額を市長に返還しなければならない（交付条例第 9 条第 3 項）。

エ 政務調査費の経理等

会派は、所属議員のうちから経理責任者を選任することとされている（交付条例

第8条)。

また、交付を受けた政務調査費の保管状況を明確にするとともに、その経理は次のとおりとされている(交付規則第11条第1項)。

(ア) 政務調査費の支出の決定は、会派の代表者が行うこと。

(イ) 経理責任者は、会派の代表者が発行する所定の収入支出伝票により出納を行うこと。

(ウ) 政務調査費を支出したときは、領収証書(領収証書を徴し得ないものにあつては、会派の代表者の支払証明書)を徴すること。

(エ) 政務調査費の出納のみを行う預金口座及び経理簿を備えること。

さらに、会派は収入支出伝票、領収証書等政務調査費の収入及び支出に関する証拠書類並びに経理簿を収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない(交付規則第11条第2項)。

(2) 平成20年度政務調査費の事務処理

ア 政務調査費の交付決定

平成20年4月1日付けで、各会派の代表者から議長を経由して平成20年度分の政務調査費交付申請書が提出され、同日付けで、議会事務局総務課長(以下「総務課長」という。)が、申請額が交付条例第4条及び第5条並びに交付規則第7条の規定に基づき積算されていることを確認した上で、各会派へ申請額をもって政務調査費を交付する旨の決裁をした。また、これらの決裁手続きは、広島市職務権限規程(昭和42年広島市訓令第13号)に基づき、適正になされていた。

イ 政務調査費の交付等

平成20年4月1日付けで各会派の代表者から4月分の政務調査費交付請求書が提出され、同月2日付けで総務課長がその支出命令書を決裁した。その後、同様の手続を経て各月の政務調査費が交付された。

平成20年度政務調査費収支報告書は、各会派代表者から平成21年4月に議長に提出され、交付規則第10条の規定により、議長から市長へ提出された収支報告書及び領収証書(領収証書を徴し得ないものにあつては、会派の代表者の支払証明書)の写しに基づいて総務課長が適正である旨を決裁した。各会派からは、交付条例第9条第3項の規定に基づき、平成21年5月28日に残余相当額が返還された。

さらに、平成22年5月21日付けで議長から市長へ提出された自由民主党新政クラブ、ひろしま政和クラブ、市民連合、市民市政クラブ及び爽志会に係る収支報告書を修正したものが議会事務局長の決裁で承認され、同日付けで修正額が返還された。

これらの決裁手続きは、広島市職務権限規程に基づき適正になされていた。

ウ 市議会各会派に係る支出

市議会各会派に関係人への文書による調査及び政務調査費に係る経理簿、支出伝票及び 12,844 件、93,055,550 円の領収証書等の証拠書類の調査を行い、請求人が違法又は不当と主張する事項に係る事実関係を確定させた。

事実関係の詳細は、「第 6 監査の結果」のとおりである。

第 6 監査の結果

確認した事実関係をもとに、請求人、広島市長双方の主張内容及び新たに判明した件に対する関係人への文書による調査の回答等について審査した結果、本件措置請求について次のとおり判断する。

1 請求人が例示した事項について

(1) 事務所費

ア A議員の事務所賃借料及び駐車場賃借料に係る支出について

請求人は、議員本人所有の会社へ家賃を支払っているが、当該建物は議員本人の私的財産であり、これに賃借料を支払うことは議員個人の資産形成につながる支出に当たる旨を主張している。

A議員への調査の結果、事務所は A〃 株式会社が所有し、政務調査活動に使用しているとの回答があり、登記事項証明書により、事務所及び駐車場の敷地の所有者は A〃 株式会社であること及び同社の代表取締役は A議員本人であることを確認した。

また、A 政務調査事務所と A〃 株式会社の間で締結された賃貸借契約書により、当事者間に事務所の賃貸借関係があることを確認した。

事務所の建物及び敷地の月額 70,000 円、駐車場（2 台）の敷地の月額 20,000 円の賃借料については、近傍のそれらと比較して特に高額であるとはいえない。

事務所及び駐車場については、マニュアルに基づき、平成 20 年 4 月から同年 12 月の間は、政務調査活動以外の活動もあったとして按分率 2 分の 1 により 45,000 円を、平成 21 年 1 月から同年 3 月の間は、政務調査活動専用として全額の 90,000 円を政務調査費で請求していた。

以上のことから、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

イ B議員の事務所賃借料及び駐車場賃借料に係る支出について

請求人は、B議員が息子名義の土地建物を借り受け、事務所賃借料、駐車場賃借料を支払うことが議員本人の資産形成とはいえないが、社会通念上、議員としては倫理違反である旨を主張している。

B議員への調査の結果、事務所は政務調査活動に使用しているとの回答があり、

登記事項証明書により、事務所の建物及び敷地並びに駐車場の敷地の所有者は、B議員の長男であることを確認した。

また、B議員とB議員の長男との間で締結された平成17年12月1日付け賃貸借契約書により、当事者間に賃貸借関係があること及びその賃借料が月額100,000円（駐車場2台を含む。）であることを確認した。

当該賃借料は、近傍のそれらと比較して特に高額であるとはいえない。

事務所及び駐車場については、マニュアルに基づき、政務調査活動以外の議員活動に使用することがあるとして按分率2分の1により50,000円を政務調査費で請求していた。

以上のように、事務所及び駐車場は、賃貸人が議員と親子関係にあるとしても、調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

（参考）大阪地方裁判所平成18年7月19日判決要旨

賃借人である議員と賃貸人が親子関係にあるとしても、調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で事務所の使用関係及び経費の負担関係を明確にしておくために賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできない。

ウ C議員のテレビ取付用壁面補強費に係る支出について

請求人は、事務所費において備品の購入費は認められるが、工事費は対象外である旨を主張している。

C議員への調査の結果、事務所の広さ（30 m²）からテレビを壁面に取付けており、その壁面補強工事は金具を取り付けるという内容であるとの回答があった。

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定める予算科目（節）における備品購入費の解釈において、備品購入に付随する経費（取付工事費等）については、備品購入費に含まれるとされている。

当該壁面工事費は、テレビの購入に付随して生じた経費であり、備品購入費に含まれるもので、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

エ 鉢植え植物レンタル代に係る支出について

請求人は、花代については、マニュアルに記載されている大阪高等裁判所判決では、会派が会議、面談を円滑に進めるために必要最小限の装飾として、2,100円程度となっている。これに対して、植物及び植木のレンタル代がひろしま政和クラブでは月額7,455円で約3.5倍、公明党では月額5,880円で約3倍に当たり、2,100円程度に比べて高額である旨を主張している。

ひろしま政和クラブへの調査の結果、鉢植え植物の大鉢（1鉢あたり月額2,940円）を2鉢、中鉢（1鉢あたり月額1,575円）を1鉢、毎月賃借しており、来客用として和やかな部屋にするため、会派控室の入り口と応接室に置いているとの回答があった。

また、公明党への調査の結果、大鉢（1鉢あたり月額2,940円）を2鉢、毎月賃借しており、市民相談等の会議、協議、打ち合わせを円滑に進めるために、会派控室の応接室の2箇所においているとの回答があった。

さらに、両会派の鉢植え植物は、いずれも障害者就労支援施設から賃借しているもので、1鉢当たりの月額賃借料は議会事務局が議員応接室等に設置しているものと同額であった。

そもそも請求人の挙げる上記大阪高等裁判所の裁判例は2,100円程度を超える花代はすべて事務所費として認められないと断定したものではない。

両会派の支出している鉢植え植物賃借料は1鉢当たりの価格が特に高額であるとはいえず、鉢数もその目的及び室の状況からすれば過剰であるとはいえないことから、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

オ A議員の個人事務所内で出されるコーヒー豆代に係る支出について

請求人は、毎月のコーヒー豆の購入費（3,000円～4,000円）と比べて7月（24,171円）、8月（23,331円）及び12月（34,800円）に購入額が6倍から10倍近くに増加しており、贈答等の交際費や個人的な支出として誤解を受けるような購入の仕方である旨を主張している。

領収書により、7月に24,171円、8月に9,450円、12月に35,175円のコーヒー豆を購入したこと及び請求人が主張する8月の23,331円については、コーヒー豆の購入費ではなく、ミルク、シュガー、水、ジュース等の購入費であることを確認した。

A議員への調査の結果、コーヒー豆の購入の目的は、事務所に来所する市民へコーヒーを提供するためであり、7月、8月及び12月の購入額が他の月と比べて多い理由は、月によって、来客者が変動するためであるとの回答があった。

また、コーヒー豆の購入費については、マニュアルに基づき、平成20年4月から同年12月の間は、事務所で政務調査活動以外の活動もあったとして按分率2分の1による金額を、平成21年1月から同年3月の間は、政務調査活動専用の事務所となったため全額を政務調査費で請求していた。

コーヒー豆の購入については、それが会議や市民等との面談の際の飲物として使用されたのであれば、他の月と比べて購入額が多額であることをもって、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

（参考）京都地方裁判所平成16年9月15日判決要旨

会議の際に、お茶やお菓子程度の飲食を伴うこともあり、コーヒー豆の購入代金は、調査研究活動に必要な事務に要する経費として、使途基準に反する支出ということとはできない。

(2) 研究研修費

請求人は、自由民主党新政クラブのD議員、E議員が参加した東京広島県人会懇親会への10,000円に係る支出について、会合の内容が明記されていないが、懇親会である以上、飲食を目的とするとみなされるので自己負担すべきである旨を主張し

ている。

D議員及び E議員への調査の結果等により、当該懇親会は、東京ドームホテルで開催され、本県出身の企業経営者ら千数百人が参加した会議に伴うものであることが確認された。

飲食代を含む会議への出席費用については、議員が調査研究のための意見交換・情報交換等を目的として会議に参加する場合で、飲食の機会が調査研究活動としての会議との一体性がある場合（懇親会が会議や研修会に連続している場合など）には、金額的に社会通念上相当と認められる範囲内で政務調査費の対象経費としてよいと考えるべきである（マニュアル6ページ参照）。

本件の東京広島県人会懇親会は、本県出身の企業経営者らが集まって、互いの意見交換・情報交換を通じ広島県・市の振興に寄与することを目的に開催されたものであって、D・E両議員は、政務調査の目的を持って当該懇親会に参加しており、また、当該懇親会費の額は主催者において決定されたものであり、飲食代のほかに会場費、資料費等を考慮するとその費用も格別高額ではなく社会通念上相当と認められる範囲内に収まっていると考えられることから、使途基準に照らして必要性、合理性を欠いた支出とは認められない。

(3) 資料購入費

請求人は、「私的な行動や生活に伴う経費」と見分けが付きにくい図書名で、「調査研究の目的が市行政と関連性を有している」資料とは思えない旨を主張しており、具体的に議員が購入した図書名等を示している。

これについて各議員に購入目的を調査した結果、以下のとおり回答があった。

ア 自由民主党新政クラブ

F議員

- ・ 図書名
「陶芸の美」、「図録」（計4,625円）
- ・ 購入目的
調査研究のため

イ ひろしま政和クラブ

G議員

- ・ 図書名
「最新選挙立候補マニュアル」、「舞台ウラの選挙」ほか3冊（計5,768円）
- ・ 購入目的
広島市選挙管理委員会を調査する参考資料

ウ 市民連合

(7) I 議員

- ・ 図書名
「人生は勉強より世渡りだ」 (748 円)
- ・ 購入目的
広島市の地場中小企業の振興 (中小企業の具体的な振興策、ものづくり産業の生き残り策、中小企業が商業圏域を拡大する方法) のため

(イ) K 議員

- ・ 図書名
「夫婦の格式」 (748 円)
- ・ 購入目的
夫婦間の問題、子どもへの対応、近所付き合いの不満、いじめ、不登校、振り込め詐欺などの市民からの相談、要望への対応のため

(ウ) H 議員

- ・ 図書名
「大人のためのフィンランド式勉強法」 (1,365 円)、「人生をマスターする方法」 (1,470 円)、「無理なく続けられる年収 10 倍アップ時間投資法」 (1,575 円)
- ・ 購入目的
「大人のためのフィンランド式勉強法」
基礎学力の向上を目指した「ひろしま型カリキュラム」の導入について調査研究するため
「人生をマスターする方法」、「無理なく続けられる年収 10 倍アップ時間投資法」
男女共同参画社会の実現に向けた調査研究、政策提言をするため

(エ) J 議員

- ・ 図書名
「頭のいい子が育つパパの習慣」 (7 冊分 11,410 円のうちの 1 冊)
- ・ 購入目的
子ども条例の制定をはじめとする子どもの施策、ワークライフバランスの実践や父親の積極的な育児参加を進めるための子育て支援施策の充実

エ 市民市政クラブ

(7) N議員

- ・ 図書名
「CDブック源頼朝」(4,410円)、「イタリア貴族養成講座」(698円)
- ・ 購入目的
「CDブック源頼朝」
鎌倉幕府を開いた源頼朝について
「イタリア貴族養成講座」
フィレンツェの貴族であるメディチ家が文化、芸術の振興に果たした役割について

(イ) M議員

- ・ 図書名
「婚約のあとで」(1,596円)
- ・ 購入目的
記憶にありません。

(ウ) L議員

- ・ 図書名
「がばいばあちゃんの口ぐせ」(1,000円)、「がばいばあちゃんの手紙」(1,260円)、「そうか、もう君はいないのか」(1,260円)、「B型自分の説明書」(1,050円)、「猛女とよばれた淑女 祖母・斎藤輝子の生き方」(1,470円)
- ・ 購入目的
私の生き方の参考にするため。

(エ) O議員、N議員、V議員、M議員、W議員、X議員、L議員

- ・ 購入名
よみがえる黄金文明展鑑賞券(計14,000円)
- ・ 購入目的
他国の文明文化に接することにより、自国の文化、歴史を改めて認識する。

上記図書のうち、M議員が購入した「婚約のあとで」(1,680円の5%値引きした金額で購入)については、その購入金額に相当する1,596円とこれに対する年5%の遅延利息が、L議員が購入した「がばいばあちゃんの口ぐせ」、「がばいばあちゃんの手紙」、「そうか、もう君はいないのか」、「B型自分の説明書」、「猛女とよばれた淑女 祖母・斎藤輝子の生き方」については、その購入金額に相当する6,040円とこれに対する年5%の遅延利息が平成22年5月21日付けで市民市政クラブから広島市にそれぞれ返還されたため、監査の対象外とした。

政務調査費で購入できる図書等は、議員としての具体的な政務調査活動と直接関連を有するものに限定する必要はなく、有益な知識を深め、結果として政務調査活動に寄与するものであれば幅広く認められてよい。ただし、その名称及び内容からして個人的な趣味、興味の範囲に属する図書等であることが明らかで娯楽性の高いものについては、その図書等が政務調査活動に資するものであることを説明できなければならない（静岡地方裁判所平成 20 年 12 月 26 日判決も同旨である。）。

今回の監査の対象とした図書及び鑑賞券は、いずれも、その名称からして個人的な趣味・興味の範囲に属していることが明らかであるとはいえないもの、あるいは購入目的が政務調査活動であることが説明されたものであり、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出とは認められない。

(4) 情報収集・広聴費

ア ○議員の元宇品町内会費（計 10,000 円）に係る支出について

請求人は、交際費又は個人的な支出であり、選挙のための後援会活動に間違われても仕方がない偏った支出である旨を主張している。

領収書により、元宇品町内会費に係る支出は情報収集・広聴費ではなく、研究研修費であることを確認した。

○議員への調査の結果、元宇品町内会への参加の目的は、町内顧問として町内の課題や問題解決のための意見交換であり、飲食を伴う懇談会（1 回当たり 5,000 円）であるとの回答があった。

○議員の元宇品町内会への参加は、町内会の顧問としての立場で参加していると認められることから、会費については政務調査費からの支出の必要性はなく、会費を支出するのであれば、議員としての交際費又は個人的支出によるべきであり、本件支出 10,000 円は使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるといわざるを得ない。

なお、団体の役員である議員が当該団体の会合等に参加するための経費については、法律相談では「議員本人が役員等であれば、議員としてではなく、主催者側の役割で出席していると考えられるので、会費等を政務調査費から支出することは適当ではない。」との弁護士の見解を示している。

会派名	議員名	内 容	返還金額
市民市政クラブ	○議員	元宇品町内会費	10,000 円

イ ○議員の皆実町四丁目ソフトボール部会費（計 45,000 円）に係る支出について

請求人は、交際費又は個人的な支出であり、選挙のための後援会活動に間違われても仕方がない偏った支出である旨を主張している。

領収書により、皆実町四丁目ソフトボール部会費に係る支出は情報収集・広聴費ではなく、研究研修費であることを確認した。

○議員への調査の結果、皆実町四丁目ソフトボール部への参加の目的は、町内行事、課題等の定期的な意見交換であるとの回答があった。

ソフトボール部は、一般的には、スポーツを通じたレクリエーションを目的とするもので、個人として参加すべきものと考えられ、政務調査費から会費を支出して参加することについて、必要性、合理性があると判断することはできない。

本件支出 45,000 円は、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるといわざるを得ない。

なお、年会費等については、法律相談では「年会費や総会等の参加費については、①会の目的や行政の活動は、行政と密接に関連しているか。②会の構成はどうか、議員はどのような立場で会に参加しているのか。③政務調査活動の実態（意見交換など）があるか。の３点を考慮し、判断する必要がある。」との弁護士の見解を示している。

会派名	議員名	内 容	返還金額
市民市政クラブ	○議員	皆実町四丁目ソフトボール部会費	45,000 円

(5) 領収書等の取扱いについて

ア 調査旅費

(7) C議員のタクシー領収書について

請求人は、タクシー領収書にあて名、乗降地、調査目的が明記されていない領収書が多数ある旨を主張している。

このため、70 件の領収書を確認したところ、うち 68 件においては乗降地についての記載はあったが、あて名、調査目的については全て記載がされていなかった。

C議員への調査の結果、全件について回答がなかった。

マニュアルでは、タクシー領収書に乗降地及び調査目的を記載するよう定められていない。

また、あて名はマニュアルで記載するように定められているが、議員が本人への領収書であるとして政務調査費で請求していた。

あて名のない領収書を本人の領収書でないと断定することはできず、また、乗降地及び調査目的が判明しないため、当該タクシー利用が必要性、合理性を有するかどうかについて、判断することができない。

以上のことから、当該支出は違法又は不当な支出であると断定できない。

しかしながら、政務調査費については、調査研究の活動が市政と関連性を有していることが前提であり、また、その財源が税金であることから、市議会会派及び議員は、その使途について、市民に対し説明責任を有するものであり、政務調査目的や乗車区間を回答しないことは説明責任を果たしていないものである。

今後、タクシー使用に疑義が生じないようにするため、議員は、タクシー使用

における政務調査目的や乗車区間を明らかにすべきであり、平成 20 年度に税理士に委託して実施した政務調査費の領収証書等の外部審査の結果において、タクシー使用の政務調査目的・分野や乗車区間を記載するよう報告されているにもかかわらず、徹底されていないことは、誠に遺憾である。

(イ) F 議員のタクシーレシートについて

請求人は、タクシーのレシートに乗降先は書かれているが、調査目的が明記されていない。社会通念上、「市政の調査研究」先としては不適切な場所に思える繁華街（八丁堀、薬研堀）などが多い旨を主張している。

請求人が具体的な領収書を示さなかったため、監査委員において、領収書を調査したところ、調査目的が記載されていないものを 300 件確認した。

F 議員への調査の結果、全件について回答がなかった。

マニュアルでは、タクシー領収書に調査目的を記載するよう定められていない。調査目的が判明しないため、当該タクシー利用が必要性、合理性を有するかどうかについて、判断することができない。

以上のことから、当該支出は違法又は不当な支出であると断定できない。

監査委員としての所見は、(ア)で述べたとおりである。

(ロ) P 議員のタクシーチケットについて

請求人は、タクシーのチケット使用については、政務調査に関わる調査目的、乗車・降車地の記載が全くないものが多数ある旨を主張している。

このため、タクシーチケットに係る請求書を確認したところ、乗降地及び調査目的の記載はなかった。

P 議員への調査の結果、乗降地及び調査目的ともに、記憶にないとの回答があった。

マニュアルでは、タクシー領収書に乗降地及び調査目的を記載するよう定められていない。

乗降地及び調査目的が判明しないため、当該タクシー利用が必要性、合理性を有するかどうかについて、判断することができない。

以上のことから、当該支出は違法又は不当な支出であると断定できない。

監査委員としての所見は、(ア)で述べたとおりである。

(ハ) Q 議員のタクシー領収書について

請求人は、タクシー領収書に乗降地及び調査目的が明記されていない領収書が多数ある旨を主張している。

請求人が具体的な領収書を示さなかったため、監査委員において、領収書を調査したところ、乗降地及び調査目的が記載されていないものを 108 件確認した。

また、平成 20 年 8 月下旬以降については、乗降地及び調査目的が記載されていることを確認した。

乗降地及び調査目的が記載されていないものについて、Q 議員への調査の結

果、Q議員は乗降地及び調査目的を記載した手帳を紛失し、乗降地及び調査目的を回答することができないとの回答があった。

マニュアルでは、タクシー領収書に乗降地及び調査目的を記載するよう定められていない。

乗降地及び調査目的が判明しないため、当該タクシー利用が必要性、合理性を有するかどうかについて、判断することができない。

以上のことから、当該支出は違法又は不当な支出であると断定できない。

監査委員としての所見は、(7)で述べたとおりである。

なお、同手帳は政務調査費支出の証拠になるもので、適切に管理されるべきところであり、その紛失は誠に遺憾である。

(6) R議員のガソリン代について

請求人は、同一日の給油や使用量が多く、議員専用車か家族の車なのかを明記し、登録番号を記入すべきである旨を主張している。

R議員への調査の結果、政務調査目的で使用した車は1台で、同車両を議員専用車としている。また、1日に2回給油した8日分（平成20年4月7日、同月18日、7月15日、同月25日、8月25日、10月13日、11月15日、12月24日）について、誤って家族の車に係るガソリン代の領収書を提出したとの回答があった。

上記8日を含めた20日分のR議員の家族の車で使用したガソリン代36,049円とこれに対する年5%の遅延利息が平成22年5月21日付けでひろしま政和クラブから広島市に返還されたため、監査の対象外とした。

(7) S議員のタクシー領収書について

請求人は、5月14日発行の34,780円、12月26日発行の8,060円のタクシー領収書にいずれも乗降地と調査目的が明記されておらず、1回の支出として高額である旨を主張している。

S議員への調査の結果、5月14日発行の領収書の乗車日数は9日、乗車回数は15回、主な乗降地は戸坂、八丁堀、市役所等、また、主な調査目的は市職員との調査等で、1回のタクシー料金の最高額は2,940円であるとの回答があった。

また、12月26日発行の領収書の乗車日数は4日、乗車回数は4回、主な乗降地は戸坂等で、主な調査目的は市政研究会等で、1回のタクシー料金の最高額は2,540円であるとの回答があった。

当該タクシー領収書の金額は複数回のタクシーの使用をまとめて支払ったものであり、タクシーの使用は乗降地及び調査目的から政務調査と関係があると認められることから、当該タクシー代の支出は、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

(キ) A議員のタクシーの使用について

請求人は、6月11日に振り込まれたタクシー代の19,360円の振込受付書について、乗降地と調査目的が記載されていない。しかも1回の支出として高額である旨を主張している。

A議員への調査の結果、6月11日の振込受付書の乗車日数は8日、乗車回数は10回、主な乗降地は古市、緑井、安東等で、主な調査目的は情報収集で、1回のタクシー料金の最高額は3,530円であるとの回答があった。

振込受付書の金額は複数回のタクシーの使用をまとめて支払ったものであり、その使用は乗降地及び調査目的から政務調査と関係があると認められることから、当該タクシー代の支出は、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

(ク) T議員のタクシーの使用について

請求人は、6月5日に振り込みした13,310円、6月11日に振り込みした13,510円のタクシー代の利用明細書について、いずれも乗降地と調査目的が明記されていない旨を主張している。

会派から提出された証拠書類の調査の結果、6月5日の利用明細書の乗車日数は2日、乗車回数は4回、乗降地は市内で、1回のタクシー料金の最高額は6,620円であることを確認した。

また、6月11日の利用明細書の乗車日数は10日、乗車回数は10回、主な乗降地は愛宕等で、1回のタクシー料金の最高額は1,660円であることを確認した。

次に、T議員への調査の結果、6月5日及び6月11日ともに、調査目的については、以前のことなので記憶にないとの回答があった。

マニュアルでは、タクシー領収書に乗降地及び調査目的を記載するよう定められていない。

調査目的が判明しないため、当該タクシー利用が必要性、合理性を有するかどうかについて、判断することができない。

以上のことから、当該支出は違法又は不当な支出であると断定できない。

監査委員としての所見は、(ア)で述べたとおりである。

イ 資料購入費

(ア) F議員の図書購入について

請求人は、9月24日購入2,363円、9月27日購入5,250円の領収書に図書名が記載されていない旨を主張している。

F議員への調査の結果、9月24日に2,363円で購入した図書名は「55歳からの一番楽しい人生の見つけ方」、「美の壺備前焼」で、9月27日に購入した5,250円の図書名は「エネルギー（上）」、「エネルギー（下）」、「私の第七艦隊」であるとの回答があった。

政務調査費で購入できる図書等の考え方については、(3)で記したとおりであ

る。

当該図書の購入については、その名称からして個人的な趣味、興味の範囲に属していることが明らかであるとはいえないものであり、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

(イ) S議員の図書購入について

請求人は、図書一式 42,000 円は具体的な図書名が明記されていない旨を主張している。

S議員への調査の結果、図書一式は、以下の 11 冊の図書であるとの回答があった。

「地方自治六法」(2,800 円)、「現代用語の基礎知識」(3,000 円)、「現代の世界」(5,000 円)、「国民経済計算年報」(4,500 円)、「広島県統計年鑑 19 年版」(4,000 円)、「世界国勢図鑑」(2,700 円)、「地価公示」(4,400 円)、「公務員の勤務時間休暇法詳解」(6,400 円)、「からだと心の医学辞典」(3,500 円)、「生涯学習・社会教育行政必携」(4,500 円)、「認知症」(1,200 円)

なお、上記と同じく、政務調査費で購入できる図書等の考え方については、(3)で記したとおりである。

当該図書の購入については、その名称からして個人的な趣味、興味の範囲に属していることが明らかであるとはいえないものであり、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

ウ 資料作成費

U議員の資料作成費について

請求人は、資料作成費 77,595 円の内容が明記されておらず、しかも請求書で印紙付き領収書ではない旨を主張している。

請求書を確認したところ、領収書は添付されていなかったが、マニュアルで領収書に代えることができるとされている銀行の振込金受取書が添付されていた。

会派から提出された証拠書類を調査した結果、作成された資料は、U レポート夏季号(72,135 円)、名刺 300 枚(5,460 円)であることを確認した。

また、U議員への調査の結果、当該 U レポート夏季号は市政報告書であるとの回答があった。

当該資料作成費については、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であるとは認められない。

2 請求人が例示しなかった事項について

市議会各会派の支出で、事務所費、研究研修費、資料購入費、情報収集・広聴費の 4 項目と領収書の取扱いのうち、前記 1 を除いたものについて、マニュアルに示された不適切な事例を中心に確認を行った。

マニュアルに基づき、領収証書等について、調査を行った結果、129 件が使途基準に

照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認められた。

(1) 交際費又は個人的な支出

年会費や各種会合等の参加費については、政務調査活動に関連しない研究会又は研修会等に参加するためのものであれば、政務調査費から支出することはできない。

このため、政務調査費とは関係ない議員としての交際費又は個人的な支出があるかについて、監査を行った。

その結果、以下について使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認めた。

ア 広島豊平会平成 20 年度総会会費

広島豊平会は、旧豊平町から広島市に出て生活をしている市民の会である。

このため、会の構成員は旧豊平町出身者であり、T議員の入会も個人の立場として参加していると考えられ、個人的な支出といわざるを得ない。

会派名	議員名	項 目	内 容	返還金額
ひろしま 政和クラブ	T議員	情報収集・ 広聴費	広島豊平会平成 20 年度総会会費	10,000 円

イ マツダOB会研修旅行代

マツダOB会研修旅行は、マツダOBの方のための研修である。

このため、会の構成員はマツダ出身者であり、K議員の入会も個人の立場として参加していると考えられ、個人的な支出といわざるを得ない。

会派名	議員名	項 目	内 容	返還金額
市民連合	K議員	情報収集・ 広聴費	マツダOB会研修旅 行代	5,000 円

ウ 河原町内会 20 年度町内会費

河原町内会費は、事務所がその町内に所在しているため支払われたもので、事務所の代表者である X議員が地域住民として参加していると考えられ、個人的な支出といわざるを得ない。

会派名	議員名	項 目	内 容	返還金額
市民市政 クラブ	X議員	事務所費	河原町内会 20 年度 町内会費	1,600 円

エ 修経会年会費

修経会は、広島修道大学のOB会である。

会の構成員は、広島修道大学出身者であり、Y議員の入会も個人の立場として参加していると考えられ、個人的な支出といわざるを得ない。

会派名	議員名	項 目	内 容	返還金額
爽志会	Y議員	研究研修費	修経会年会費	9,105 円

(2) 政党活動経費

対象となる経費は、党費、党大会参加費、政党の広報紙等の印刷及び発送に要する経費等であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出は見受けられなかった。

(3) 選挙活動経費

対象となる経費は、選挙運動及び選挙活動、選挙ビラ等の作成・発送、選挙活動に係る事務経費等であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出は見受けられなかった。

(4) 後援会活動経費

対象となる経費は、後援会活動に係る経費、後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費、後援会活動に係る事務所経費であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、以下のとおり、払込人名義が後援会名義となっている払込票兼領収証のガス代が、政務調査費で請求されており、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認めた。

会派名	議員名	項 目	内 容	返還金額
自由民主党 新政クラブ	Z議員	事務所費	ガス代 8 月分・12 月分	1,949 円

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食代金等

第 6 の 1 (2) で述べたとおり、飲食代を含む会議への出席費用については、議員が調査研究のための意見交換・情報交換等を目的として会議に参加する場合、飲食の機会が調査研究活動としての会議と一体性がある場合（懇親会が会議や研修会に連続している場合など）には、金額的に社会通念上相当と認められる範囲内で政務調査費の対象経費となるものである。

議員が招かれて出席するような地域・職域団体等の飲食を伴う会合は、通常は懇親・飲食を主たる目的とする会合である。こうした会合への出席費用は原則として議員の交際費又は個人的な支出で賄うべきであり、会合の目的が市政に直接又は密接に関わる事項を協議するためであることがあらかじめ明確になっていて、議員がそうした協議に参加する目的で会合に出席した場合でない限り、政務調査費からの支出は認めべきではない。

今回の監査では監査期間の制約もあることから、議員として招かれて出席するような地域・職域団体等の飲食を伴う会合で領収書の金額が 5,000 円以上のものについて、

会合の目的が市政に直接又は密接に関わる事項を協議するためであることが監査期間内に明らかにならなかった会合の出席費用は、政務調査費としては使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いたものであると判断した。

会派名	議員名	項 目	内 容	件数	返還金額
自由民主党 新政クラブ	E 議員	研究研修費	在日本大韓民国民団広島 県地方本部 駐広島大韓民国総領事 館総領事歓迎会会費	1 件	7,000 円
			広島県日韓親善協会 領事送別会会費	1 件	6,000 円
			広島ユネスコ協会 大韓民国 UNESCO 大邱協 会・広島ユネスコ協会 姉妹協会協定調印式並 びに訪問団歓迎会出席 会費	1 件	5,000 円
ひろしま 政和クラブ	S 議員	情報収集・ 広聴費	戸坂城山学区体育協会	2 件	10,000 円
			東浄学区体育協会	1 件	5,000 円
			東浄学区社会福祉協議会	2 件	20,000 円
			利用団体連絡会 会費	1 件	5,000 円
			戸坂連合社会福祉協議会 ・市政懇談会 ・会費	2 件	15,000 円
			東区地域女性団体連合会 会費	1 件	5,000 円
			戸坂学区体育協会 協会員との市政懇談会	2 件	10,000 円

会派名	議員名	項 目	内 容	件数	返還金額
ひろしま 政和クラブ	S 議員	情報収集・ 広聴費	戸坂城山学区社会福祉 協議会	2 件	10,000 円
			戸坂学区社会福祉協議会 会費	4 件	20,000 円
			社会福祉法人桜が丘学 園・桜ヶ丘愛育園	2 件	10,000 円
			くるめ木町内会 市政についての意見交 換会	1 件	5,000 円
	a 議員	情報収集・ 広聴費	松原町町内会 ・ 駅周辺・道路交通対策 会議 ・ 愛友市場の今後と新球 場へのアクセスについ て	2 件	10,000 円
			荒神学区子ども会育成協 議会 荒神学区子供の環境を 考える会	1 件	5,000 円
			社団法人広島市食品衛生 協会 食の安全危機対策会議	1 件	10,000 円
			中央新天地振興会 中央新天地町づくり協 議会会議費	1 件	5,000 円
			広島市喫茶飲食生活衛生 同業組合 第 22 回ふれあいの会	1 件	5,000 円
			広信広島駅前・大州経友 会 ・ 広島駅前整備について ・ 不況下の駅前周辺整備 についての勉強会	2 件	12,000 円

会派名	議員名	項 目	内 容	件数	返還金額
ひろしま 政和クラブ	a 議員	情報収集・ 広聴費	広島県喫茶環境衛生同業 組合婦人部 食の安心・安全につい て	1 件	5,000 円
			荒神地区社会福祉協議会 ・街づくり推進会議 ・駅周辺と大州地区の連 携についての協議会 ・新球場の整備ボランテ ィアについて	3 件	15,000 円
			広島市問屋街本通会 ・猿俣橋復元について ・猿俣橋復元とセンイシ ティひろしま今後につ いての会	2 件	10,000 円
			広島駅周辺防犯団体連合 会 ・荒神陸橋の交差点改良 についての協議 ・荒神交差点信号機につ いての協議会	2 件	10,000 円
			社団法人広島県洋菓子協 会 食の安心安全について 協議	1 件	5,000 円
			広島県すし商生活衛生同 業組合 ・食品衛生の普及・啓発 について ・食の安心・安全につい て	2 件	10,000 円
	T 議員	情報収集・ 広聴費	いづみ会（老人会） 平成 20 年度いづみ会 会費	1 件	5,000 円
			尾長学区体育協会 ・企画情報会議 ・第 2 回企画情報会議 ・会費	4 件	40,000 円

会派名	議員名	項 目	内 容	件数	返還金額
ひろしま 政和クラブ	T議員	情報収集・ 広聴費	全国自衛隊父兄会広島県 支部連合会 平成20年度定期総会会 費	1件	7,000円
			広島県飲食業生活衛生同 業組合 総代会懇親会費	1件	10,000円
			矢賀学区社会福祉協議会 区長を囲む会の会費	1件	10,000円
			中山学区老人クラブ 連合会 喜楽会サロン会費	1件	10,000円
			東蟹屋町西部町内会 政務調査	1件	10,000円
			尾長地区社会福祉協議会 不況等福祉行政につい ての会議	1件	10,000円
			矢賀町連合町内会 矢賀町内会との意見交 換の会	1件	10,000円
			建労広島支部東地区 会費	1件	10,000円
市民連合	K議員	研究研修費	全国マツダ労働組合 連合会 #2組織内議員報告会	1件	6,000円
	J議員	研究研修費	広島地区同盟 ・研修会費 ・研修会参加費 ・広島地区同盟一日同盟 会費	3件	20,000円
			安佐地区同盟 安佐地区同盟一日同盟 会費	1件	5,000円

会派名	議員名	項 目	内 容	件数	返還金額
市民市政 クラブ	V議員	研究研修費	安佐南区 PTA 連合会 安佐南区 PTA 連合会懇 親会会費	1 件	6,000 円
	O議員	研究研修費	皆実町四丁目寿楽会 ・会議費 ・会費	2 件	10,000 円
			上東雲町町内会 会議費、会費	3 件	15,000 円
			西旭町町内会 会費	2 件	10,000 円
			広島市ゲートボール連合 会議費	1 件	10,000 円
			宇品東女性会 会議費、会費	2 件	10,000 円
			東宇品ソフトボール部 会費	1 件	10,000 円
			宇品東体協 ソフトボール部 会費	1 件	10,000 円
			宇品東学区体育協会 会議費	1 件	5,000 円
			皆実学区体育協会 会議費	1 件	10,000 円
			広島県日韓親善協会 08 年会員忘年の夕べ 懇親会費	1 件	5,000 円
			東霞シニアクラブ 会費	1 件	5,000 円

会派名	議員名	項 目	内 容	件数	返還金額
市民市政 クラブ	○議員	研究研修費	財団法人広島市スポーツ 協会 ひろしまスポーツマン 平成 21 年新春のつど いの会費	1 件	7,000 円
			広島内装表具協同組合 会費	1 件	10,000 円
		情報収集・ 広聴費	韓式酒房漣坊 比治山学園役員意見交 換会	1 件	5,000 円
爽志会	b 議員	研究研修費	吉島東学区老人クラブ連 合会 定期総会の会費	1 件	5,000 円
			東明会 平成 20 年度総会会費	1 件	5,000 円
			吉島東学区体育協会 H20 年度総会費	1 件	5,000 円
			懇談会 世話人 知事懇談会費	1 件	8,000 円
	Y 議員	研究研修費	可部南学区体育協会 会費	1 件	5,000 円
			南原自治会	1 件	5,000 円
			安佐北区三入下町屋町内 会連合会 会費	1 件	5,000 円
計				87 件	554,000 円

(6) 議員個人の資産形成につながる支出

対象となる経費は、事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、自動車購入経費、自宅事務所の賃料等であり、これらの支出があるか監査を行った。
その結果、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出は見受けられなかった。

(7) 政務調査費以外の公費支出と重複する支出

対象となる経費は、委員会等の視察旅費との重複、費用弁償支給対象日の登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、6名の議員が費用弁償支給対象日に自宅又は事務所から市役所までタクシー代を政務調査費で支出していたため、調査を行ったところ、いずれもいったん、自宅又は事務所に帰って、再度、政務調査のため市役所に来たものであるとの回答であった。

このため、これらを含め、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出は見受けられなかった。

(8) その他政務調査費としての支出が不適切な経費

対象となる経費は、自動車の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代等）等であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、以下について使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出であると認めた。

ア 旧マニュアルに基づく事務所費

平成20年8月12日に一部修正が行われる前のマニュアルでは、自宅の一部又は自己所有地に事務所を設置している場合の事務所経費は、光熱水費、電話代、事務用機器、消耗品等の購入経費などを含めて、一律4万円と定められていた。

しかしながら、平成20年8月12日にマニュアルの一部修正が行われ、一律4万円とするものから按分等による算定に変更された。この修正は平成20年4月1日に遡及して適用されており、平成20年4月分から現行のマニュアルに基づいて支出すべきである。

なお、現行のマニュアルに基づく光熱水費等の領収証書の提出がないため、今回の監査において算定できないことから、全額の返還を求めるものである。

会派名	議員名	項 目	対象月	返還金額
自由民主党 新政クラブ	Z 議員	事務所費	4 月分	40,000 円
	C 議員		4 月分・5 月分	80,000 円
計				120,000 円

イ 回数券による支出

広島高速 4 号線の使用に関して、以下の割引後の金額で普通自動車及び軽自動車の回数券を購入し、政務調査費では、割引前の金額（普通自動車 400 円、軽自動車 300 円）で支出されていた。支払金額と回数券 1 枚あたりの購入金額との差額については、返還すべきである。

購入金額

普通自動車 32,000 円（100 綴り）

軽自動車 24,000 円（100 綴り）

使用金額

普通自動車 1 枚あたり 320 円×2 回＝640 円

軽自動車 1 枚あたり 240 円×18 回＝4,320 円

会派名	議員名	項 目	内 容	回数	支払金額	使用金額	返還金額
自由民主党 新政クラブ	E議員	調査旅費	普通自動車 回数券代	2 回	800 円	640 円	160 円
			軽自動車 回数券代	18 回	5,400 円	4,320 円	1,080 円
計					6,200 円	4,960 円	1,240 円

ウ 携帯電話の 2 台使用

マニュアルの具体的な使途例においては、「情報収集・広聴費」として支出できる携帯電話の利用料金は 1 台に限り認められているが、同一月（6 月分・7 月分・9 月分・10 月分・1 月分・2 月分）で、2 台の携帯電話の利用料金が政務調査費で支出されていた。1 台分の携帯電話の利用料金相当額については、返還すべきである。

会派名	議員名	項 目	内 容	支払金額	返還割合	返還金額
自由民主党 新政クラブ	Z 議員	情報収集 ・広聴費	携帯電話 利用料金 (6 か月分)	42,220 円	1/2	21,110 円

エ 二重支払

議会事務局が保管する領収証書等の写しを確認したところ、4 会派、5 名、7 件で計 31,318 円の二重支払があった。

これらについては、広島市に 31,318 円とこれに対する年 5%の遅延利息が平成 22 年 5 月 21 日付けで返還されたため、監査の対象外とした。

(9) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費

対象となる経費は、公職選挙法等法令の制限に抵触する経費であり、これらの支出

があるか監査を行った。

その結果、使途基準に照らし、必要性、合理性を欠いた支出は見受けられなかった。

(10) 使途不明の支出

対象となる経費は、領収書の記載では何に使われたか不明なものの経費であり、これらの支出があるか監査を行った。

その結果、品名もしくは資料購入における図書名の不明な領収書が 95 件確認されたため、調査を行ったところ、74 件は品名もしくは図書名が確認されたが、21 件の図書名については、回答がなかったため確認ができなかった。

図書名の確認できなかった 21 件の領収書にかかる支出については、使途不明とはいえないまでも、使途基準に照らし必要性、合理性を有するかどうかについて判断することができなかった。

第 7 勧告

本件措置請求における請求人の主張には一部理由があるものと判断し、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、市長に次のとおり勧告する。

平成 20 年度に交付した政務調査費のうち、違法又は不当であると判断された自由民主党新政クラブに係る 162,299 円、ひろしま政和クラブに係る 349,000 円、市民連合に係る 36,000 円、市民市政クラブに係る 184,600 円、爽志会に係る 47,105 円について、平成 22 年 6 月 30 日までに、返還を求めるなど必要な措置を講じられたい。

なお、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、措置期限までに講じた措置の状況について、同年 7 月 7 日までに監査委員に通知されたい。

1 請求人が例示した事項

会派名	議員名	返還金額
市民市政クラブ	○議員	55,000 円
計		55,000 円

2 請求人が例示しなかった事項

会派名	議員名	返還金額
自由民主党新政クラブ	E 議員	19,240 円
	Z 議員	63,059 円
	C 議員	80,000 円
計		162,299 円

会派名	議員名	返還金額
ひろしま政和 クラブ	S 議員	115,000 円
	a 議員	102,000 円
	T 議員	132,000 円
計		349,000 円
市 民 連 合	K 議員	11,000 円
	J 議員	25,000 円
計		36,000 円
市民市政クラブ	V 議員	6,000 円
	O 議員	122,000 円
	X 議員	1,600 円
計		129,600 円
爽志会	b 議員	23,000 円
	Y 議員	24,105 円
計		47,105 円
合 計		724,004 円

第 8 意見

今回の政務調査費に係る監査を通じ、その適正な運用について、以下のとおり意見を述べる。

1 領収証書について

平成 20 年度の政務調査費からは、すべての支出に領収証書又は会派の代表者の支払証明書の写しを収支報告書に添付して提出することが義務付けられている。

その目的は、公金である政務調査費の使途の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすことにあることから、添付される領収証書は実際に金銭が授受されたことを証明するだけに留まらず、金額、日付、相手方、発行者及び但し書きの使途、これらのすべてが記載されていることが必要であり、たとえ支払証明書に代えた場合においても、領収証書と同程度の内容を示すことが求められる。

このため、市議会においては、マニュアルの中で領収証書のチェック要領を示している。しかしながら、今回の監査において、日付、あて名及び但し書きの使途の記載漏れ

等の領収証書の不備が数多く見受けられた。

領収証書は政務調査費支出の重要な証拠書類であり、市議会各会派において、マニュアルの周知徹底を行うとともに、政務調査費の支出における自己監査体制の整備などの内部統制の充実を図り、再発防止に努められるよう強く要望する。

2 マニュアルについて

平成 20 年度の政務調査費については、政務調査費に関する第三者機関が設置され、税理士による領収証書等の外部審査及び弁護士による法律相談が実施された。

税理士による領収証書等の外部審査の結果では、タクシー領収書については、政務調査目的・分野を記載するよう報告され（第 6 の 1 (5) ア (7) 参照）、弁護士による法律相談では、政務調査目的で使用する家族と兼用の車の場合について、ガソリン代は 4 分の 1 に按分することが適当であるとの見解が示されている。

しかしながら、マニュアルの修正は、平成 20 年 8 月 12 日以降行われておらず、上記を含めた税理士による領収証書等の外部審査及び弁護士による法律相談の結果はマニュアルに反映されていない。

また、今回の監査において、以下のとおりマニュアルで取扱いを明確にすべきと思われる事項があった。

- (1) 政務調査活動に使用される事務所等が議員の自己所有なのか、賃借なのか、また、政務調査活動専用なのか、他の目的でも使用されるのかは、議会事務局において把握されておらず、政務調査費の支出状況との照合が困難であった。

政務調査で使用する事務所や自家用車については、各議員が各会派に届け出ることとし、会派において届出書を賃貸借契約書等の証拠書類とともに保管し、議会事務局にその写しを提出すべきであるとする。

- (2) 飲食を伴う会合については、マニュアルでは「調査研究のため意見交換・情報交換等を目的として参加するもので、調査研究活動としての会議との一体性（会議や研修会等に連続した懇談会経費など）がある場合には、金額的にも社会通念上相当と認められる範囲内で政務調査費の対象経費とすることができる。」と定められている。

しかしながら、社会通念上相当と認められる飲食金額等については、具体的に定められておらず、また、場所を明らかにするようにも定められていない。

会合への出席に伴う経費については、市議会各会派又は議員ごとで、政務調査費からの支出状況に差が見られ、社会通念上相当と認められる範囲の判断が異なっているように見受けられた。

飲食を伴う会合については、会合の内容が領収証書ではわからないため、マニュアルで社会通念上相当と認められる飲食金額等の範囲を具体的に定め、また、領収証書とともに会合の場所や時間、調査目的を記録し、明らかにする取扱いとすべきであるとする。

- (3) 町内会等の地域団体や職域団体への会議への参加については、市政に関する情報収集など政務調査活動の側面を有することは否定できないが、選挙活動、後援会活動の側面も含まれる可能性がある。

また、会費についても、多くの場合が飲食代が含まれるなど、その金額の必要性が不透明であり、団体への寄附的内容と受け取られかねないと思われるものも見受けられた。

このため、町内会等の地域団体への会議費の支出については会合の性格、目的が単なる意見交換でなく、市政に直接又は密接に関わる事項を協議するためであることがあらかじめ明確になっており、会費の透明性が確保できるものに限るなど、明確な基準を設ける必要があると考える。

- (4) 政務調査費で購入できる図書の範囲については、幅広く認められるとはいえ、その必要性について市民から疑問を抱かれる可能性のあるものが含まれていることも事実である。

現在、領収証書に図書名を記載することは、マニュアルで具体的に定められておらず、図書名が不明である場合には使途基準に照らし、必要性や合理性について判断できない。

このため、領収証書には、図書名を明記し、また、個人的な趣味、興味の範囲に属する図書等で娯楽性の高いものについては、その図書が政務調査活動に資するものであることを具体的に説明したものを領収証書とともに保管する取扱いとすべきであると考える。

以上のほか、裁判例の動向なども十分考慮のうえ、状況変化に迅速に対応し、マニュアルを的確に見直しされるよう強く要望する。

3 議会事務局の審査について

議会事務局では、第 5 の 1(4)ケで記したとおり、送付された収支報告書及び領収証書等の写しを基に、収入金額及び支出金額の計数確認を行うとともに、明らかに使途基準に反する支出がないかについて外形的審査を行っている。

しかし、今回の監査の結果、1 で述べた日付やあて名漏れ等の領収証書の不備に加えて、同一支払対象の二重支払など、領収証書等の外形的審査において、不備を確認できる内容が見受けられた。

政務調査費については、収支報告書の提出、会計帳簿の調整、領収証書等の整理保管が市議会会派に義務付けられていることからすると、交付条例や交付規則に市長の調査権限を定めた規定がないとしても、公金を管理する者として、その公金の支出が適正であったか否かを審査し得ることは当然である。

このため、政務調査費の支出にマニュアルに基づく使途制限違反があることが、領収証書等の記載からうかがわれる場合については、議会事務局において、市議会各会派に確認を行うなど外形的審査を適正に行うとともに、外形的審査の結果、使途基準に反する支出が認められた場合は、返還手続を行うよう強く要望する。

4 政務調査費の支出について

政務調査費の原資は市民等からの税金であり、かつ、地方自治法に規定する「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として、市政に関する調査研究活動のみに支出されるものである。

政務調査費が公金である以上、その支出に当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるよう常に留意する必要がある。今回の監査において、使途基準には該当しているものであっても、そうした観点からみた場合、疑問を抱く事例が見受けられた。

政務調査費制度が、議会の自主性、自律性を尊重して運用されるものであり、市議会会派及び議員の良識と責任により判断し使用されるものであることを念頭において、政務調査目的を踏まえ真に必要な経費支出に努められるよう強く要望する。

以上、政務調査費の適正な運用に関して意見を述べたところであるが、今後とも政務調査費制度の目的に沿って、市民に対する十分な説明責任が果たされるよう、より厳正な運用に不断の努力を傾注されるよう望むものである。